

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー: 県政一般

令和8年3月17日

### 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者に対する 行政処分について

介護保険法の規定に基づき、下記のとおり、指定居宅サービス事業者が運営する事業所の行政処分を行いましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社星空ケア
- (2) 代表者 田中 智恵子
- (3) 所在地 埼玉県白岡市西9-8-1

#### 2 対象事業所

- (1) 事業所名 ヘルパーステーション ベルフラワー
- (2) 所在地 埼玉県白岡市西9-8-1
- (3) サービスの種類 訪問介護
- (4) 指定年月日 令和4年9月1日
- (5) 処分内容 指定の全部効力停止6月
- (6) 根拠法令 介護保険法第77条第1項第6号
- (7) 処分理由

当該事業所は、令和5年4月から令和6年12月までの21か月間、利用者2名の居宅介護サービス費の請求に関して、夜間帯における一部及び深夜帯における全ての請求について、サービスを提供した事実がないにも関わらず、総額3,073,753円の居宅介護サービス費を不正に請求した。

この行為は、介護保険法第77条第1項第6号「居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき」に該当する。

(8) 処分年月日 令和8年3月16日

(9) 効力停止期間 令和8年5月1日から令和8年10月31日まで

以上